



2011年3月28日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株 式 会 社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 舟 木 俊 之
(コード番号 6652 東証・大証第1部)
問 合 せ 先
責任者役職名 執行役員 経営管理担当
氏 名 西 山 嘉 彦
T E L (06) 6398-2500

内部統制システム構築の基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、2011年3月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守、公平・公正な態度、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢をはじめとするコンプライアンスに関する事項について「行動基準」を定め、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図り、運用を行う。
- ② 企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、職場での法令違反行為、社内規程違反行為、企業倫理に反する行為、嫌がらせ行為などに関する従業員の相談および通報を広く受け付ける。相談および通報の内容は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」にて審議し、法令、定款、企業倫理等に沿って対策および解決を図る。「リスクマネジメント委員会」内には、委員長出席の『ステアリングコミッティ』と、委員長からの権限委譲に基づき、対策および解決を執行する『執行委員会』を設けて、企業倫理相談および内部通報への迅速かつ適正な対応を確保する。
- ③ 取締役および使用人に対し、法務担当部署から、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行う。
- ④ その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行う。
- ② 「危機管理規程」に従い、取締役会の承認のもとで代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、平常時の危機管理および危機発生時の対応を行う。
- ③ 「リスクマネジメント委員会」内には、委員長出席の『ステアリングコミッティ』と、委員長からの権限委譲に基づき危機管理と危機対応を執行する『執行委員会』を設けて、平常時および危機発生時に迅速かつ適正な対応を行うことのできる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定と取締役および執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行うことにより、業務執行と監督の分離を実現する。さらに、社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行い、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図る。
- ② 取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社とそのグループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行う。
- ② 海外グループ会社の役員および使用人において当社のコンプライアンスに関する基本的な姿勢について理解させるために、「行動基準」の理念等を主要言語に翻訳することにより、グローバルベースで、その内容の周知を図る。
- ③ グループ会社に対しても上記(1)から(4)の事項についての体制を準用する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・充実にあたっては「財務報告に係る内部統制方針書」を制定し、グループ全体レベルでの推進体制を明確にするとともに、各部門・各グループ会社での自己点検および内部監査室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の配置の必要が生じた場合、もしくは監査役の求めがあつた場合には、監査役と協議のうえ合理的な配置を行うものとする。

また、当該使用人の人事については、評価、賃金等の問題も含め、監査役の事前の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人が職務執行の状況について、監査役に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行う。

また、前記に関わらず、監査役は取締役および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制の整備を図る。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体とは、取引関係を始めとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

そのため、グループ全社すべての取締役および使用人の規範として制定した「I D E C 行動基準」において正しく公正な企業であり続けることを説くとともに、法令遵守はもちろん、社会倫理に適った公平公正な態度と、人権尊重、風紀秩序の維持を不变的精神としてグループ全社に周知徹底を行う。

また、別途定めている「危機管理規程」においては、反社会的勢力をリスクとして細分化し、明確に『危機』と定義づけたうえで、決して反社会的行為を見逃すことのないように、「リスクマネジメント委員会」を通じた危機発生の防止と発生時の迅速な対応を図り、さらに企業倫理・内部通報窓口の設置により、反社会的勢力の接近を招きかねないグループ内外の非倫理行為についても、あらゆる方向からきめ細かく是正することのできる体制の整備を図る。

なお、反社会的勢力への対応統括部署は、経営管理部総務グループとし、日常より企業防衛協議会等に参画するなど情報収集を行うと同時に、警察当局、弁護士等との連携も強化し、「不法勢力対応マニュアル」等を策定して不当要求に備えることとする。

以上